

伊賀市コミュニティバス「にんまる」ラッピングデザイン使用手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市コミュニティバス「にんまる」のラッピングデザイン（以下「デザイン」という。）の使用の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザインに関する権利)

第2条 デザインに関する一切の権利は、本市に帰属する。

2 市長は、無断でデザインを使用している者又は使用しようとしている者に対し、使用の停止及びデザインを用いて作成された物品等の回収を求める等の措置を講ずるものとする。

(デザインの使用)

第3条 デザインを使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が事業のために使用する場合
- (2) 国、地方公共団体又はこれに準ずる機関が広報又はこれに準ずる業務の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場合

(使用承認申請)

第4条 デザインを使用しようとする者は、次に掲げる書類等を添えて、伊賀市コミュニティバス「にんまる」デザイン使用承認申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- (1) 企画書
- (2) デザインを使用した製作物等を作製するときは、その見本
- (3) 団体にあつては、定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 会社にあつては、会社概要等の事業内容がわかる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(使用承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本市の地域の活性化及び公共交通の利用促進に寄与すると認めるときは、デザインの使用を承認するものとする。

- (1) 本市の信用又は品位の失墜に至るおそれがあると認める場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認める場合

- (3) 政治、思想、宗教等に関する活動に利用し、又は利用するおそれがあると認める場合
- (4) 特定の個人又は団体等を市が公認しているような誤解を与え、若しくは売名に利用する場合又はそのおそれがあると認める場合
- (5) 不当な利益を得るために使用し、又は使用するおそれがあると認める場合
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認める場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項(第2項、第3項及び第12項を除く。)に規定する営業の用に供する場合
- (8) デザインのイメージを損なうおそれがあると認める場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、使用を承認することが不相当と認める場合

2 市長は、前項の規定による使用の承認（以下「使用承認」という。）をするときは伊賀市コミュニティバス「にんまる」デザイン使用承認通知書（様式第2号）により、使用承認をしないときは伊賀市コミュニティバス「にんまる」デザイン使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（使用料）

第6条 デザインの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用の条件に従うこと。
- (2) 使用者は、使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインを自己のものとして、商標又は意匠に使用しないこと。
- (4) デザインであることを明示すること。
- (5) デザインを事業、商品等に用いる場合にあつては、本市が当該事業、商品等の品質を保証するかなのような誤解を第三者に与えないよう配慮すること。
- (6) 使用承認に係る物品等の完成品（提出が困難なものについては、その写真等）を提出すること。

2 市長は、使用者が前項の規定に従わないときは、必要な改善を求め、又はその使用を中止させることができる。

（使用承認の変更）

第8条 使用者が、使用承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ伊賀市コ

コミュニティバス「にんまる」デザイン使用承認変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をするときは、伊賀市コミュニティバス「にんまる」デザイン使用変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 使用者は、第1項の承認を受けた後においても、前条第1項の規定に従わなければならない。
（使用承認の取消し）

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

（1） この要綱の規定に違反したとき。

（2） 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、デザインの使用が不相当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、当該使用者に対し、伊賀市コミュニティバス「にんまる」デザイン使用承認取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、当該取消しに係る前項の規定による通知があった日以後、デザインを使用してはならない。

4 市長は、デザインの使用状況について、使用者に報告させ、又は調査することができる。
（責任の制限）

第10条 市は、前条第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に損害が生じても、その賠償の責任を一切負わない。

2 市は、使用者がデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（事務処理）

第11条 デザインの使用の手続に関する事務は、企画振興部交通戦略課において処理する。

附 則

この告示は、令和4年10月27日から施行する。

附 則（令和6年8月27日告示第271号）

この告示は、令和6年8月27日から施行する。